

岐阜県公報

第 二 百 八 十 三 号
令 和 四 年 三 月 十 八 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則 (管 財 課) 二二六^ハ

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 二二六

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 二二七

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (業務水道課) 二二七

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定 (地域福祉課) 二二七

指定医療機関の廃止の届出 (同) 二二八

指定医療機関の名称の変更の届出 (同) 二二八

指定介護機関の廃止の届出 (同) 二二九

指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 二二九

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定 (環境管理課) 二三〇

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定 (同) 二三〇

道路の区域変更 (道路維持課) 二三一

道路の供用開始 (同) 二三一
岐阜都市計画道路事業の認可 (都市整備課) 二三一

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 二二三

個人演説会等を開催することができる施設の指定等 (同) 二三四

候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者 (同) 二三四

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二三四

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地整備課) 二三五

土地区画整理事業の換地処分 (都市整備課) 二三五

落札者等に関する公示 (会計課) 二三五

規 則

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員職務発明等に関する規則（昭和五十三年岐阜県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「職務発明等である発明等」に改め、同条第一項中「前条第一項の発明等届があつたときは、一月以内に当該発明等が職務発明等であるかどうかを審査し、」を「前条の規定により」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条を第五条の二とし、第四条の次に次の一条を加える。

（認定）

第五条 知事は、前条第一項の規定による届出があつたときは、一月以内に当該届出に係る発明等が職務発明等であるかどうかを認定しなければならない。

第六条中「前条」を「第五条」に、「承継し」を「承継するかどうか」に、「受ける」とができる」を「受けるかどうかを決定し、その旨を発明者等に通知するものとする」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、第五条の規定により職務発明等でないとして認定したときは、その旨を発明者等に通知しなければならない。

第七条第二項中「前二条」を「第五条」に、「認定をし」を「認定し」に改め、「又は」の下に「第五条の二第一項の規定により県が」を加え、「県が」を削る。

第九条中「又は第六条」を削り、「認定し、又は」の下に「第五条の二第一項の規定により」を加える。

第十三条第一項中「第五条」を「第五条の二第一項」に、「第六条」を「第六条第二項」に改める。

第十九条中「の各号」を削り、同条第一号中「及び決定」を削り、同条第二号中「第六条」を「第五条の二第一項及び第六条第二項」に改め、同条第三号中「補償金」の下

に「の支払」を加え、同条第四号中「規定による異議申立て」を「異議の申立て」に改める。

第二十條第一項中「会長」の下に「副会長」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 会長は総務部に関する事務を主に担任する副知事を、副会長は総務部に関する事務を副次的に担任する副知事をもつて、それぞれ充てる。

第二十條中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第二十一條第二項中「会長」の下に「副会長」を加え、同条第四項中「について」の下に「副会長及び」を加え、「暇」を「いとま」に改める。

第二十二條第一項中「発明者等は、第五条」の下に「第五条の二第一項」を加え、「又は決定」を「若しくは決定又は補償金の支払」に、「第五条又は第十六条」を「第五条の二第一項、第六条第一項又は第十六条第一項」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「異議の申立て」に改める。

別記第三号様式中「（第5条第1項）」を「（第5条の2第1項）」に、「第5条第1項」を「第5条の2第1項」に改める。

別記第四号様式中「（第5条第2項）」を「（第5条の2第2項）」に、「第5条第2項」を「第5条の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県特定診療科・総合診療科医師研修資金貸付規則（平成二十七年岐阜県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「受けている者」の下に、「岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）による修学資金の貸付けを受けた者及び自治医科大学医学部を卒業した者」を加える。

第三条第一項中「次の各号に掲げる専門研修医の区分に応じ、当該各号に定める額」を「月額十万円」に改め、同項各号を削る。

第十三条第一項中「（自治医科大学医学部を卒業し、総合診療科医師研修資金の貸付けを受けた者にあつては、専門医の認定を受け、かつ、学校法人自治医科大学が定める医学部の学生に対する修学資金の貸与に関する規程に基づき、修学資金の返還債務が免除される公立病院等での勤務期間が経過した後）」を削る。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第二条第一項、第三条第一項及び第十三条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に新規に貸付けを受ける者に係る研修資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る研修資金については、なお従前の例による。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第五百五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「次の各号に掲げる職員」を「条例第十七条第一項に規定する動物愛護管理員及び同条第二項に規定する動物愛護技術員」に、「それぞれ当該各号に定めるところ」

を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式の例」に改め、同条各号を削る。

別記第四号様式及び別記第五号様式を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別記第一号様式」を「別記様式」に改める。

第六条中「別記第二号様式のとおり」を「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第七十五号）別記様式の例によるもの」に改める。

別記第二号様式を削り、別記第一号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
喜生堂 歯科 医院	中津川市付知町六九〇六の二八	令和 三・一・一四
武市クリニック	可児市今渡一二五六 一	令和 三・二二・一
医療法人社団 蒼仁会 岐南ほんだクリニッ ク	羽島郡岐南町三宅八丁目一三七番 地	令和 四・二・一
しまでらメデイカル ク	関市小屋名八四九 一	同
はら泌尿器科クリニッ ク	可児市下恵土字針田四一三〇番地	同
いるか調剤薬局下米田 店	美濃加茂市下米田町今一三三三 三	同

岐阜県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十

五条の三の規定により告示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 蓮の郷	大垣市世安町一丁目四五番地一	訪問看護ステーション等	大垣市東町一丁目八八番地一 中村 第八ビル一〇二	令和 四・二・一

岐阜県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
喜生堂 歯科 医院	中津川市付知町六九〇六 二八	令和 三・一・一三
武市クリニック	可児市今渡一二五六 一	令和 三・一・三〇
岐南ほんだクリニッ ク	羽島郡岐南町三宅八 一三七	令和 四・一・三一
クオール薬局 美濃店	美濃加茂市古井町下古井二五五八 一三	令和 三・二二・三一
メイプル薬局	瑞浪市北小田町二 一七七	令和 四・一・一

いるか調剤薬局下米田 美濃加茂市下米田町今一三三三 令和四・一・三一

岐阜県告示第百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

クオール株式会社

東京都港区虎ノ門四三一城山トラスタワー三七階

居宅療養管理指導

クオール薬局美濃店

美濃加茂市古井町古井二五五八一三

令和三・一二・三一

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

新 医療法人社団 恵和会 ひばりクリニックス

海津市南濃町駒野字寺西四六九 一 令和三・一一・一

旧 医療法人社団 恵和会 小川クリニックス

岐阜県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

住宅介護事業者等の名称
たる事務所所在地

サービス
の種類

住宅介護事業所等の名称

在
地

変
更
年
月
日

ヤマノウチ実業株式会社

不破郡垂井町表佐二一
〇七番地の一

地域密着
型通所介
護

旧
グッドリハ垂井
新
アッブルリハ

不破郡垂井町表佐七〇
九二

平成三一・四・一

マ
有限会社テクニカルファーマ

旧 三重県伊賀市上野
車坂町六五五 六
新 愛知県弥富市綱浦
町上本田三一 二

居宅療養
管理指導

店
しょうなん調剤薬局やぶた

八 岐阜市藪田南三 六

令和 四・一・五

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第百五十六号により指定した区域（大垣市河間町二丁目五番及び三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町三丁目二〇〇番一の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第百十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

加茂郡坂祝町酒倉字北高見二〇七九番一、二〇七九番七、二〇七九番一〇及び二〇七九番一一、字新木林一九五七番一及び一九五七番三並びに字西稲場一七二九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第四十七条の土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

岐阜県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 白恵川那線		恵那市笠置町河合字織り二八五番地先から	前	二〇・九	八・一	
			後	二〇・九		
		同 市同 町同 字同 三一九番二地先まで	前	一七・一	八・一	
			後	一七・一		
同 市同 町字同 一六番一―地先から	前	一三・三	二四・七			
	後	一三・三				
同 市同 町字同 一六番三―地先まで	前	一四・八	二四・七			
	後	一四・八				

岐阜県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐卓土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 屋田之上線		瑞穂市森字村前三〇〇番地先から	前	八・一	三・七	
			後	八・一		
同 市同 字村内二九九番二地先まで			前	二・二	三・七	
			後	二・二		

岐阜県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
県道 恵那川那線		恵那市笠置町毛呂窪六九六番二―地先から	六・八	令和 四・三・一六	令和 三・六・一八

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の告 白 年月 日 ほか)
一 四 百 七 十 一 号		飛 騨 市 古 川 町 野 口 字 正 か ん ぼ 四 五 三 番 八 地 先 地 内		七 五 八	令 和 四 ・ 三 ・ 一 八	平 成 三 〇 ・ 四 ・ 六

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の告 白 年月 日 ほか)
三 百 六 十 号		飛 騨 市 宮 川 町 打 保 字 保 木 平 八 三 二 番 地 先 か ら 同 市 同 町 同 字 同 二 九 番 三 地 先 ま で		二 九 〇	令 和 四 ・ 三 ・ 一 八	平 成 三 〇 ・ 三 ・ 一 六

岐阜県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の告 白 年月 日 ほか)
一 四 百 七 十 一 号		飛 騨 市 宮 川 町 小 谷 字 妻 之 神 一 三 番 一 地 先 か ら 同 市 古 川 町 野 口 字 長 来 谷 四 六 〇 番 三 地 先 ま で		二 四 六 ・ 五	令 和 四 ・ 三 ・ 一 八	平 成 三 〇 ・ 四 ・ 六

岐阜県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業 三・四・七四四号 鷹ノ下十屈線
 三 事業施行期間
 令和四年三月十八日から
 令和十年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分 岐阜市大字鷹山字中洙及び字水門
 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年三月十八日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 利 幸

- 1 令和 4 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,652,710人
- 2 総数の50分の1の数 33,055人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を

超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

306,589人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の一の数

選挙区名	総数(人)	3分の一の数(人)
岐阜市	337,050	112,350
大垣市	146,520	48,840
高山市	73,225	24,409
多治見市	91,219	30,407
関市・美濃市	88,411	29,471
中津川市	63,615	21,205
瑞浪市	30,585	10,195
羽島市	55,675	18,559
恵那市	40,844	13,615
美濃加茂市	42,622	14,208
土岐市	46,974	15,658
各務原市	120,666	40,222
可児市	93,788	31,263
山県市	22,144	7,382
瑞穂市	43,404	14,468
飛騨市	19,934	6,645

本 郡	美 上 市	42,644	14,215
下 郡	呂 市	33,737	11,246
海 郡	津 市	26,289	8,763
羽 郡	島 市	28,223	9,408
養 郡	老 郡	39,454	13,152
不 郡	破 郡	23,356	7,786
安 郡	八 郡	27,632	9,211
揖 郡	岐 郡	19,552	6,518
加 郡	茂 郡	55,012	18,338
		40,135	13,379

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定等について次のとおり報告があつたのでその旨を公表する。

令和四年三月十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
美濃加茂市	美濃加茂市中央体育館 フラザちゅうたい 小ホール	美濃加茂市太田町1916番地 1	200人

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地
美濃加茂市	美濃加茂市生涯学習センター 201集会室 202会議室 203会議室	美濃加茂市太田町3425番地1
安八町	安八町勤労青少年ホーム	安八郡安八町東結1561番地

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、参議院岐阜県選挙区選出議員及び岐阜県知事の選挙における候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定める。

岐阜県知事選挙における候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者（平成二十四年岐阜県選挙管理委員会告示第百五号）に関する告示は、廃止する。

令和四年三月十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸
日本放送協会岐阜放送局
株式会社岐阜放送

訓 令 甲

岐阜県 今田 繁十郎

庁 中 一 般
資 環 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二の項部長専決事項の欄第一号中「第五条第一項の認定通知書」を「第五条の二第一項並びに第六条第一項及び第二項の規定」に改め、同項課長専決事項の欄第二号中「第五条第二項」を「第五条の二第二項」に改め、同欄第五号を削り、同欄第四号中「第十二条の」の下に「規定による」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄第三号の次に次の一号を加える。

4 規則第十条第一項及び第十六条第一項の規定による通知
別表第二十二の項課長専決事項の欄第六号中「第二十条第三項の」を「第二十条第五項の規定による」に改め、同欄第七号中「第二十条第四項の」を「第二十条第六項の規定による」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年三月十八日から施行する。

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
茶の里白川地区	白川町役場	令和四・四・三・一八から 同四・四・一八まで

土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、可児市から可児都市計画事業可児駅東土地区画整理事業の換地処分を令和四年二月十七日に行つた旨、届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部数田分庁舎1他21施設で使用する電気
予定数量 3,687,500kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年12月13日
- 4 落札者を決定した日 令和4年1月28日
- 5 落札者の住所及び氏名 千葉県柏市若葉178番地4 柏の葉キャンパスKOLL
ゼロットパパー株式会社
代表取締役 佐藤 和彦
- 6 落札金額 77,572,823円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和四年三月十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一
岐阜文芸社